3月号 🧸

労務管理ニュース

No202003

社会保険労務士法人アコール

〒503-0018 大垣市西之川町1-88-2

Tel (0584)77-1318 fax (0584)77-1319

HP http://www.t-roumushi.jp

発刊元 西濃人財教育経営センター

一業務案内一

労働保険・社会保険の手続き、事務・代行、 給与計算、就業規則作成、助成金制度紹介 賃金制度、退職金、労使紛争問題、年金相談 採用試験、社員教育、メンタルヘルス問題

発行責任者 社会保険労務士 北島 隆

ていますが、日本も長期的には年齢差別を 無くす方向に動いています。

70歳現役社会へ

政府は少子高齢化が進む中、「70歳現役 社会」を見据えた法整備を進め、下記の労 働関係法案について閣議決定し今国会に提 出します。成立すれば来年4月にも70歳 までの就業機会の確保が努力義務となりま す。

主な改正法案

高齢者雇用	70歳までの就業機会確
安定法	保を企業努力義務に
雇用保険法	雇用保険料引き下げ延長
	育児休業給付を失業等給
	付から分離
労働施策総	大企業に正社員の中途採
合推進法	用比率を公表義務付け
労災保険法	本業と副業の賃金を合算
	して労災保険を給付
労働基準法	未払賃金請求期間を当面
	3年に延長

昨年の65歳以上の就業者数は892万人で過去最高を更新し、70歳以降まで働きたいと希望する60歳以上の高齢者は8割にのぼっていますし、今後も人手不足の中、多くの企業で働く高齢者は増え続ける見込みです。

企業が社員の年齢を理由に一律退職させる 「定年制」は欧米では年齢差別として禁止 されています。今回の改正法案では、まず 努力義務として求め、義務化も視野に入れ

企業における問題と対策

年齢に関係なく働けるようにするには課題 も多く、健康管理やモチベーションの他に 賃金の問題があります。

根強く残る年功型賃金や 新卒一括採用などの従来 の日本の雇用制度では、 高齢者が増えれば現役



世代の賃金を下げシニア層に回すことになりかねず人件費がかさみ若年層の採用にも支障が生じることになります。また、人事評価においても正しい評価がポイントとなります。人に対する能力評価(職能給制度など)が「長い習熟期間を経ている社員ほど職務の遂行は高いはずだ」といった考課では職能型=年功序列の図式を生み出す原因となります。

ポスト、仕事内容、責任度合いなど職務に 見合った職務給や職責給に改革することで 「ジョブ型雇用」に改革、同一労働同一賃 金の対策と合わせ見直しが急務となってい ます。

「今後の法改正ついての対応とご提案」に ついて別紙に記載させて頂きました。 ご検討頂きますようお願い致します。

ウイルス肺炎 企業の対応

連日新型コロナウイルスの感染拡大が報道 されていますが、職場で感染者が発生した 場合は、どのような対応が必要でしょう。 厚労省はホームページで企業向けに、「新 型コロナウイルスに関するQ&A」を公開 して、労働者が感染して休ませる場合や、 テレワーク導入の相談窓口等の情報を掲載 しています。

感染した労働者を 休業させる場合、 都道府県知事が 就業制限を出して

いれば、一般的には「使用者の責に帰すべ き事由による休業」には該当しないと考え られ、平均賃金の6割以上の休業手当を支 払う必要はありません。ただ、感染の疑い 等で会社の判断で休ませる場合などは、通 常の病欠と同じ扱いになりますので、病気 欠勤制度等があれば利用して貰うか、休業 手当を支払うこととなります。

この場合も、本人の希望があれば有給休暇 の取得で対応できますが、会社が一律に有 休で処理をすることは出来ませんのでご注 意ください。

会社単独で感染防止を行うことは中々難し いことですが、飛沫感染防止のためにマス ク着用をさせる、免疫力低下を防ぐために 長時間労働を減らす、テレワークの導入を 検討するといった対応が考えられます。

感染症の影響で事業活動の縮小を余儀なく された場合の助成金の特例も出されていま す。日々の情報が厚労省のホームページで 更新されていますので、労働者への必要な 情報提供も実施願います。

雇用関連ニュース

●「特定技能」の受験資格が拡大 (1月 31日) —

出入国管理庁は、昨年4月に創設した外国 人就労における新在留資格「特定技能」の 受験資格について、従来は中長期滞在者に 限っていたものを来日した3ヶ月以内の短 期滞在者にも拡大すると発表しました。観 光やビジネスで訪れた外国人も試験を受け られるようになる見込みです。

●男性の育休、「とるだけ育休」 (1月 23 日) —

民間調査ですが、育児休業を取得中の男性 3人に1人は、家事・育児に関わる時間が 1日2時間以下の「とるだけ育休」状態で あることが分かりました。調査で家事・育 児時間を尋ねたところ「1時間以下」「1 時間超え2時間以下」が計32.3%、最 多は3時間超え5時間以下の20.9%で した。家事に不慣れや目的意識が低いのが 主な理由になっています。

●パート賃金 頭打ち (2月8日) —

毎月勤労統計(速報)によりますと、パー トタイムの 2019 年の現金給与総額 (名目 賃金) は月平均で9万9758円と前年比ほ ぼ横ばいでした。時給は2.7%増の1167円 と過去最高でしたが、「年収の壁」である 税金や社会保険料の負担を避けるために就 労調整する人が多かったとみられます。

当事務所からの情報提供をLINEで お送りいたします。 左記QRコードにて 登録願います。



36協定締結・届出時の 10の主要ポイント(後半)

前月号に続き、三六協定届時主要ポイントの後半をお知らせ致します。

6【限度時間を超えた労働に係る割増賃金 率】

限度時間を超えて時間外労働をさせる場合の割増賃金率については、法定の割増率を超える割増率にするよう努めることになります。もちろん法定率25%でも問題はないのですが、すでに大企業は60時間を超えた部分については50%以上増になっていますし、中小企業でも2023年4月より適用されることとなります。給与等の時間外労働明細は2段書記載(25%部分と50%部分を分けて記載)となります。

7【限度時間を超えて労働させる場合における手続】

限度時間を超えて労働させる場合に手続きによる方法について定める必要があります。監督署へ提出する必要はないのですが、労使当事者が合意した協議、通告その他の手続きを踏む必要があります。

(例)

「労働者代表に対する事前申し入れ」など ※手続きの日時、内容、相手先への書面等 明らかにしてください。

8【決められた健康確保措置を的確に実施】

限度時間を超えて労働させる労働者に対し て健康確保措置を記載し、実施することが 義務付けられました。

- (1) 医師による面接指導
- (2) 深夜業(22時~5時)の回数制限

- (3) 終業から始業までの休息時間の確保 (勤務間インターバル)
- (4) 代償休日・特別な休暇の付与
- (5)健康診断
- (6) 連続休暇の取得
- (7) 心とからだの相談窓口設置
- (8)配置転換
- (9) 産業医等による助言・指導や保健指導 実施時期については、措置の内容にも異な りますが、賃金締切日から1ヵ月以内とさ れています。また今後三六協定に記載した 健康福祉確保措置が実施されているかどう かを監督署が臨検等でチェックすると思わ れます。

9 【過半数代表者は適正に選任】

三六協定では、「労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表するもの」との協定が必要とされていますが、過半数代表者の選任については、使用者側が指名するなど不適切な部分が多々ありました。今回「使用者の意向に基づき選出されたものでないこと」と明記され厳格化されています。

10【罰則】

罰則については原則「6カ月以下の懲役ま たは30万円以下の罰金」となります。

法律改正のお知らせ

雇用保険法の改正により、雇用保険 料が免除されていた64歳以上の従 業員(免除対象高年齢労働者)も4 月より一般従業員と同様、毎月の給 与から雇用保険料を控除することに なりますので、ご注意願います。